

福岡県公報

平成十八年四月十二日
第二千五百二十号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県税条例の一部を改正する条例

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

(税務課)一
(人事課)七

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三十五号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十一第一項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第一号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第一号から第四号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第二十条の十四第一項第一号口中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「本節中法人に関する規定をこれ」を「この節の規定を」に改める。

第二十条の十四第一項第一号口中「資本等の金額」を「資本金の額」に改め、同第二十条の十四の二第一項第一号口中「資本等の金額」を「資本金の額」に改め、同

項第三号中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第二項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第二十条の十七第一項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第三項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第一号口中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第二十条の四十中「七百九十三円」を「八百九十八円」に改める。

第五十三条の二第二項中「又は第十三条」及び「(法第百五十条第四項本文の規定に該当するものを除く。)」を削る。

第八十七条の六第二項中「又は同事務所の北九州支所若しくは久留米支所」を「又は同事務所の支所」に改め、同項ただし書を削る。

付則第八条第一項中「国行政機関の作成した計画に基づく政府の補助」を「国の補助金又は交付金の交付」に、「平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を

「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「当該補助」を「当該交付」に、「五分の四」を「五分の二」に改め、同条第二項中「補助」を「交付」に、「五分の四」を「五分の二」に改め、同条第四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条中第六項を第五項とし、同条第七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日」に、「三分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条二十四項中「三分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十

項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十

四項とし、同条中第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第二十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「又は第二項第一号若しくは第二号」を削り、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「本項」を「この項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、同条に次の四項を加える。

35 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたとき限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

36 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、当該不動産を当該認定整備事業計画に基づき同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、同法第六十七条に規定する認定整備事業で施行令で定めるものにより当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の一部（その建築物の共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の存する土地の共有持分（以下この項において「建築物の一部等」という。）を取得した場合又はやむを得ない事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として施行令で定める場合における当該建築物の一部等又は当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該建築物の一部等又は該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

37 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地で農業経営基盤強化促進法第二十七条の三

第三項の規定による協議又は同法第二十七条の四第一項の規定による調停に係るものを受けた場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

38 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第七条第一項に規定する認定構想推進事業者（民法第三十四条の法人に限る。）が、文化財保護法の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第一百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第一百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で施行令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

付則第八条の二の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。付則第八条の五第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「これらの規定の」を「第二十条の三十第八項、第十項若しくは第十二条、第二十条の三十五の二第一項、付則第八条第三項又は付則第八条の四第三項の規定の」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「これらの規定中「登録さ

れた価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」」に改め、同項の表を削る。

付則第八条の七中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め付則第九条第二項中「、第二十九項及び第三十項」を「及び第二十九項」に改める。

付則第九条の二第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百十一円」に改める。

付則第九条の三第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

付則第九条の三第一項第三号から第五号までを削り、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則で定める許容限度（次項

から第五項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第五十条第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の最大積載量に応ずる税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に応ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定される自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

付則第九条の三第三項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの（第五項並びに付則第十四条第五項及び第六項において、「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度（第五項並びに付則第十四条第五項及び第六項において、「低窒素酸化物排出許容限度」という。）」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（第二項の規定の適用を受けているものを除く。）に対する第五十条第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成二十年度分の自動車税に限り、

登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとし、同条第三項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の最大積載量に応ずる税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に応ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

付則第九条の三第五項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率の二分の一を超えないもの」と改め、同条第六項を削る。

付則第十四条第二項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるもの」を「付則第九条の三第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第三項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改め、同条第五項中「優良低燃費車のうち」を「付則第九条の三第二項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）」が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車で」を「もので」に、「第三項」を「第二項又は第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八

年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」に、「第三項」を「第一項、第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第二項、第三項、第五項、第六項又は新法附則第三十二条第九項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第八十七条の五及び第一項の規定にかかるわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二）を控除した率とする。

付則第十七条及び付則第十八条中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

付則第二十五条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二十条の四十の改正規定及び付則第九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成十八年七月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第八条第十五項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されていた土地が土地区画整備法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第一条第三号に規定する施行地区」のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので施行規則で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の施行令で定める者が、当該特定地区の区域内に」とあるのは、「所有者その他の施行令で定める者が」とする。

3 改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）付則第八条の二の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

4 新条例付則第八条の五第一項及び第二項の規定は、平成十八年一月以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 次項に定めるものを除き、新条例付則第八条の五第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新条例第二十条の三十第八項、第十項若しくは第十二項、第二十条の三十五の二第一項、付則第八条第三項又は付則第八条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該

不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、新条例第二十条の三十第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十一項に規定する交換分合によつて失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新条例付則第八条第三項に規定する交換によって土地が失われた場合、新条例付則第八条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に新条例第二十条の三十第八項、第十項若しくは第十二項、付則第八条第三項又は付則第八条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第七条の二第一項の修正基準）によって決定した価格）中に新条例付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新条例第二十条の三十第八項、第十項若しくは第十二項、付則第八条第三項又は付則第八条の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した額」とあるのは「決定した価格のうち付則第八条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

7 前項の規定により読み替えて適用される新条例第二十条の三十第八項、第十項若し

くは第十二項、付則第八条第三項又は付則第八条の四第三項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が旧法付則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される新条例第二十条の三十第八項、第十項若しくは第十二項、付則第八条第三項又は付則第八条の四第三項の規定については、これらの規定中「法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)第一条の規定による改正前の法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(県たばこ税に関する経過措置)

平成十八年七月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に福岡県税条例第二十条の三十七第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し

若しくは消費等(同条例第二十条の四十一第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第一百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき百五円

二 新条例付則第九条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円

3 前項に規定する者は、同項の規定により売り渡したものとみなされる当該製造たばこの貯蔵場所又は当該製造たばこを直接管理する営業所ごとに、施行規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第一百五十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、受理されたときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののか、新条例第二十条の三十九第二項中「前項」とあるのは「福岡県税条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十五号)附則第三条第二項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第二十条の四十一、第二十条の四十三、第二十条の四十四及び第二十条の四十五の規定を除く。)を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第二十条の四十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付され、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第二十条の四十三第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添

付しなければならない。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第一項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十三号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条第一項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 中島孝之

第二順位 副知事 武居丈二

第三順位 副知事 海老井悦子

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成十七年福岡県規則第四十五号）は、廃止する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ恵二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)